

湊川水系河川整備計画 【変更】

令和5年6月

香 川 県

目 次

1. 湊川水系の概要	1
2. 湊川水系の現状と課題	3
2.1 治水の現状と課題	3
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	6
3. 河川整備の目標に関する事項	10
3.1 河川整備計画の対象区間	10
3.2 河川整備計画の対象期間等	10
3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	10
3.4 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標	12
4. 河川整備の実施に関する事項	13
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	13
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	18
4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	20

1. 湊川水系の概要

湊川は、その源を香川県東かがわ市五名の阿讃山脈東女体山（標高 674m）に発し、東かがわ市入野山を東流して、途中、黒川、正守川、兼弘川を併せ北に向きを変え瀬戸内海に注ぐ、幹川流路延長 18.0km、流域面積約 51.6 km²の二級河川である。その流域は東かがわ市の面積（約 153km²）の約 1/3 を占め、JR 高徳線、高松自動車道、国道 11 号等の主要幹線が東西に横断しており、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

流域の地形は、湊川とその支川により形成された扇状地性低地が河川沿いに広がり、取り囲むように緩傾斜面の山麓地が分布する。流域の地質は、沖積世の砂・泥・礫の堆積が見られる河川沿いを除いては、中生代の地質が東西に帯状に分布し、東かがわ市北部の広い範囲は花崗岩が分布し、砂岩を挟んで、南部一帯には泥岩が分布している。

流域の気候は、北の中国山地、南の四国山地に挟まれた温暖な瀬戸内海式気候であり、年間降水量は約 1,350mm（1991 年～2020 年の 30 年間の平年値；気象庁）と少なく、降雨は梅雨期と台風期に集中するという特徴をもっている。特に台風期の豪雨では、山間部が急勾配で平野部に出て急に勾配が緩くなるという地形的特徴もあいまって、下流の宅地や農地で洪水被害が多く発生している。また、年平均気温は 16℃前後と温暖な気候である。

土地利用状況は、海岸部に広がる平地に市街地が形成され、川沿いの低地に田や集落が広がる。周囲は山地部となり、湊川流域の約 83%が山林となっている。流域の人口（東かがわ市）は近年減少傾向にある。



湊川下流域 湊大橋から下流を望む
（河口から 1.0km 付近）



湊川下流域 高松自動車道付近から下流を望む
（河口から 2.9 km 付近）



湊川中流域 西山橋から上流を望む
（河口から 7.0km 付近）



湊川上流域 蓬萊橋から下流を望む
（河口から 10.0 km 付近）



「この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図（三本松）を使用したものである。」

湊川水系流域図

2. 湊川水系の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

【現状】

(1) 主な洪水被害

湊川水系の過去の主な災害をみると、昭和49年7月の台風8号による浸水家屋326戸、昭和51年9月の台風17号による浸水家屋545戸があり、特に昭和51年9月の洪水では、湊川本川を中心に堤防決壊・溢水する等、未曾有の大災害を受けた。また、平成16年10月の台風23号により、被災家屋164戸の甚大な被害を受けた。

年度	水害原因	被災家屋棟数(棟)			
		床下浸水	床上浸水	全半壊	計
S49	台風8号及び豪雨 7.1～7.12	324	2	0	326
S51	台風17号及び豪雨 9.7～9.14	520	25	3	548
S62	台風19号 10.15～10.18	67	2	0	69
H16	台風23号 10.18～10.22	116	44	4	164

出典：水害統計



「この地図は、国土地理院発行の2万分1地形図（三本松）を使用したものである。」

平成16年10月台風23号被害状況

(2) 治水事業の沿革

湊川水系の治水事業は昭和 37 年 3 月に完成した五名ダムの建設や、昭和 42 年から行われ、河口から藤井橋までの区間の築堤、掘削、護岸整備等を実施した小規模河川改修事業等により治水安全度の向上が図られてきた。しかし、その後も昭和 49 年 7 月の台風 8 号や昭和 51 年 9 月の台風 17 号等により、甚大な洪水被害を受けた。このため、抜本的な治水計画として平成 11 年に湊川水系河川整備基本方針、平成 14 年に湊川水系河川整備計画を策定し、治水基準点寺前橋において基本高水のピーク流量を $590\text{m}^3/\text{s}$ とし、五名ダム再開発（当時は「白鳥ダム」と称していた）により、計画高水流量を $500\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。

しかしながら、平成 16 年 10 月の台風 23 号によって基本高水のピーク流量を上回る既往最大洪水が発生し、流域に甚大な被害をもたらした。このため、既往最大洪水等を踏まえ治水計画を見直し、平成 29 年 6 月に湊川水系河川整備基本方針、平成 30 年 2 月に湊川水系河川整備計画を変更した。変更計画における基本高水は、河口から 2.5km の寺前橋地点において $790\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $160\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $630\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。

(3) 地震・津波、高潮被害

東北地方では、平成 23 年 3 月に発生した「東北地方太平洋沖地震」で、これまでの想定をはるかに超える巨大津波が発生し、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水し、戦後最多の人命が失われる等、甚大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎地盤や堤体の液状化による河川堤防の法すべり、沈下等も多数発生した。

令和 4 年 1 月の地震調査研究推進本部からの公表資料によると、南海トラフにおけるマグニチュード 8~9 クラスの地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70%~80% と高い値となっている。そこで、香川県では近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震や高潮被害に備えて、地域づくり等と整合を図りながら、令和 4 年 1 月に策定した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、堤防の補強、液状化対策を行うことが急務となっている。

(4) 河川の維持管理

災害の防止または軽減を目的として、堤防をはじめとした護岸、水門、樋門等、河川管理施設の維持管理や河床整正等、河道の適正な確保に向けた維持管理を行っている。

また、老朽化により機能の低下が懸念される水門、樋門等の河川管理施設については、施設の長寿命化を図るとともに、計画的に補修、更新等を実施している。

【課題】

- 治水面においては、平成16年10月の台風23号により既定計画の基本高水のピーク流量を上回る洪水が発生し、流域に甚大な被害が発生したことから、再度の災害を防止するために必要な対策を進めていく必要がある。
- 湊川河口部では、近い将来発生が懸念される南海トラフを震源とした巨大地震や高潮被害に備えて、地域づくり等と整合を図りながら、地震・津波対策及び高潮対策を進めていく必要がある。
- 堤防、護岸、堰、樋門等の河川管理施設については、老朽化が進んでおり定期的に巡視点検等を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

【現状】

(1) 河川水の利用と渇水

湊川の水は、農業用水として多くの堰から取水されており、その受益面積は約 230ha となっており、昭和 36 年度に完成した五名ダムからも、農業用水の補給を行っている。昭和 49 年には吉野川の早明浦ダムを水源とする香川用水が通水される等、農業用水、水道用水の供給の安定化を図るための整備が行われてきた。この他、ため池からも農業用水の補給を行っている。

湊川流域では、渇水が昭和 48 年から令和 2 年までの 48 年間で 30 回と、2 年に 1 度以上の頻度で発生している。また、他流域からの導水である香川用水の補給を実施する等、利水面で整備を行ってきたにもかかわらず、平成 6 年、平成 20 年に代表されるような渇水被害が発生している。



平成 6 年夏季渇水 五名ダム貯水状況

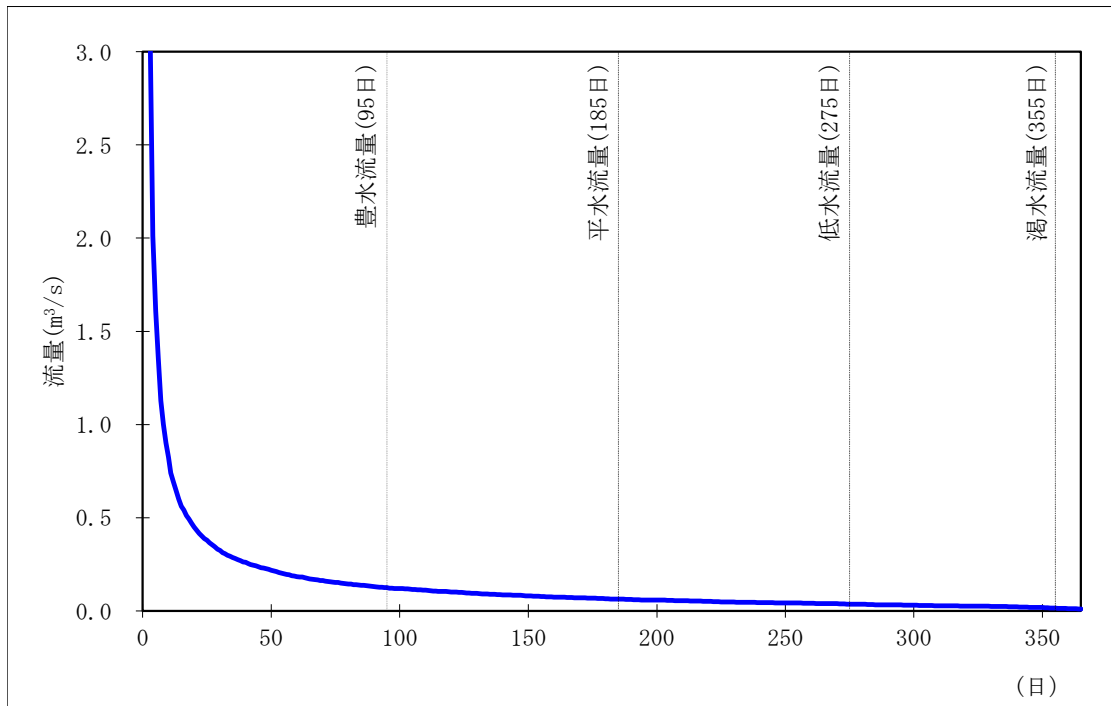


平成 25 年瀬切れ状況

(2) 河川流況の状況

湊川流域では、頻繁に水不足に見まわられている。渇水時には河川流況も悪く、昭和 39 年から令和 2 年の 57 年間における五名ダム地点 (9.3km²) の平均渇水流量は、0.016m³/s (0.174m³/s/100km²) であり、低水流量は 0.039m³/s (0.415m³/s/100km²) である。

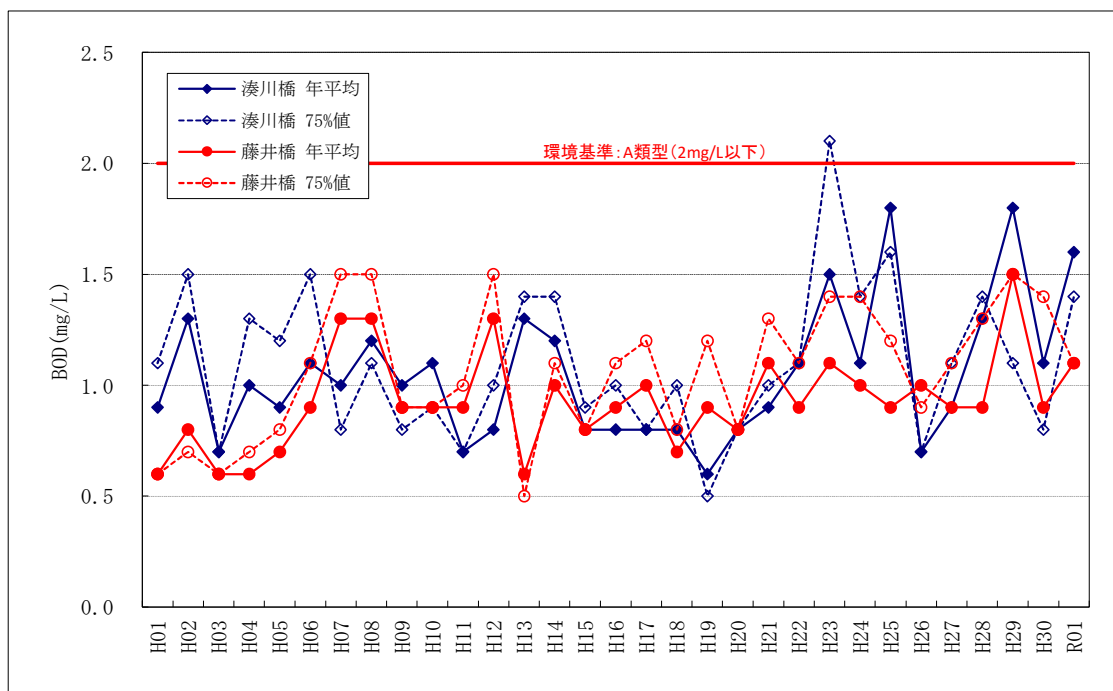
また、湊川下流域の扇状地地形では、浸透性が高い砂礫が広範囲に分布するため渇水時には河川水が伏没し、表流水が確認できない「瀬切れ」が発生している。上流域でも渇水時には川の水量が極めて少なくなり、河川環境に与える影響も大きく対応が求められている。



湊川の流況（五名ダム地点 (CA=9.3km²)：昭和39年～令和2年）

(3) 河川水質の状況

湊川の環境基準類型指定は、全域がA類型(BOD75%値:2mg/L以下)に指定されている。水質観測は、湊川橋及び藤井橋で行われており、平成23年の湊川橋地点を除き、環境基準を満足している。



湊川の主要地点の水質（平成元年～令和元年）

(4) 動植物の生息・生育・繁殖の状況

湊川には、オイカワ、カワムツ、ヨシノボリ類等をはじめとした多種の魚類が生息しており、中流域ではオオシマドジョウ等の重要種も確認されている。また、水際にはツルヨシ、カワヂシャ等の植物、サワガニ、ゲンゴロウ類等の底生生物、上流の山間部ではミサゴ、ハチクマ等の鳥類も生息が確認され、河口付近の感潮域ではヨシ群落が、それよりも上流はツルヨシ群落が広く分布している。



オオシマドジョウ
(香川県 準絶滅危惧)



オオヨシノボリ
(香川県 絶滅危惧Ⅱ類)

(5) 河川空間の利用

湊大橋付近の高水敷に花壇、遊歩道等の整備がされているほか、下流部には所々に親水護岸が整備されており、沿川住民の散歩やジョギング等に利用されている。また、湊川上流に位置する五名ダム周辺は、春は山桜、秋はイチョウやモミジが多く紅葉の名所となっている。



湊川河川敷公園

【課題】

- 利水面での整備を順次行ってきたにもかかわらず、平成6年に代表されるような渇水被害、河道中に瀬切れが発生する等、水系の環境に大きな影響を与えており、河川に必要な流量を確保する必要がある。
- 流量については、節水の促進または渇水調整等、水資源の合理的な利用を促進する必要がある。
- 水質については、湊川の水質は環境基準を概ね満足していることから、今後も引き続き、生活排水処理施設の整備等により、関係機関と連携を図りながら水質の向上に努める必要がある。
- 動植物の生息・生育環境については、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・復元や水質の改善に配慮して、河川に必要な流量の確保に努める必要がある。
- 河川空間の利用に関しては、流域住民の暮らしに潤いをもたらす人と川とのふれあいの場となるよう、親水性にも配慮した護岸等の整備を行い、良好な河川環境の整備・保全が必要である。

3. 河川整備の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、下表のとおりとする。

河川名	上流端	下流端	河川延長(km)
みなとがわ 湊川	左岸： 東かがわ市五名字白根下495番地先 右岸： 東かがわ市五名字白根下495番地先	海に至る 海に至る	18.0
1次支川 しんかわ 新川	左岸： 東かがわ市白鳥字谷1093番3地先 右岸： 東かがわ市白鳥字久詰乙30番2地先	湊川への合流点 湊川への合流点	1.4
1次支川 ひがしやまがわ 東山川	左岸： 東かがわ市東山字狩居川1056番6地先 右岸： 東かがわ市東山字狩居川1056番6地先	湊川への合流点 湊川への合流点	2.4
1次支川 かねひろがわ 兼弘川	左岸： 東かがわ市西山字兼弘乙2番1地先 右岸： 東かがわ市西山字兼弘乙2番1地先	湊川への合流点 湊川への合流点	2.4
1次支川 とももりがわ 友森川	左岸： 東かがわ市与田山字森兼甲454番3地先 右岸： 東かがわ市与田山字森兼甲454番3地先	湊川への合流点 湊川への合流点	0.9
1次支川 まさもりがわ 正守川	左岸： 東かがわ市入野山字下山660番地先 右岸： 東かがわ市入野山字下山660番地先	湊川への合流点 湊川への合流点	1.9
1次支川 くろかわ 黒川	左岸： 東かがわ市入野山字南谷444番地先 右岸： 東かがわ市入野山字南谷445番地先	湊川への合流点 湊川への合流点	2.5
河川計			29.4

3.2 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、湊川水系河川整備基本方針に基づき、湊川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は、概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、社会経済の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 洪水対策

湊川水系における治水対策の目標は、流域の人口、資産状況、氾濫面積等の治水上の重要度や過去の水害実績を考慮した結果、既往最大洪水を記録した平成16年10月洪水を安全に流下させるものとする。

(2) 地震・津波対策

地震・津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は、施設対応を超過する事象として、住民等の生命

を守ることを最優先とし、津波防災まちづくり等と一体となって減災を目指すものとする。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとし、堤防の補強、液状化対策を実施する。

(3) ソフト対策

また、洪水、津波、高潮、土砂災害等による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援等により、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。また、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

3.4 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標

3.4.1 河川水の適正な利用に関する目標

湊川は、慣行水利権に基づく多くのかんがい取水が行われており、この水利環境を維持・保全するため、概ね10年に1回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するものとし、その流量は、笠屋橋地点において、代かき期概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、代かき期を除くかんがい期概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期概ね $0.2\text{m}^3/\text{s}$ を目標とする。この流量を確保することにより、湊川の河川環境の整備・保全を図るものとする。また、水資源の合理的な利用の促進に努める。

3.4.2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 水質の保全

水質については、湊川の水質は環境基準を概ね満足していることから、今後も引き続き、生活排水処理施設の整備等により、関係機関と連携を図りながら水質の向上に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、湊川水系の動植物の生息状況を把握し、湊川水系の有する多様な生態系を保全に努めることを目標とする。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等にあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現状の瀬や淵の維持に努めるとともにヨシ原等を含む干潟環境の保全に努める。また、魚類等の移動の連続性を確保できるよう努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行い、住民が親しみやすい河川空間づくりに努める。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

湊川では、洪水時の河川水位を低下させ河川整備の目標流量を流すことを目的として、湊川上流において五名ダム再開発を行い河道の流量を低下させるとともに、湊川の河道改修を行い洪水の安全な流下や浸水被害の防止を図る。

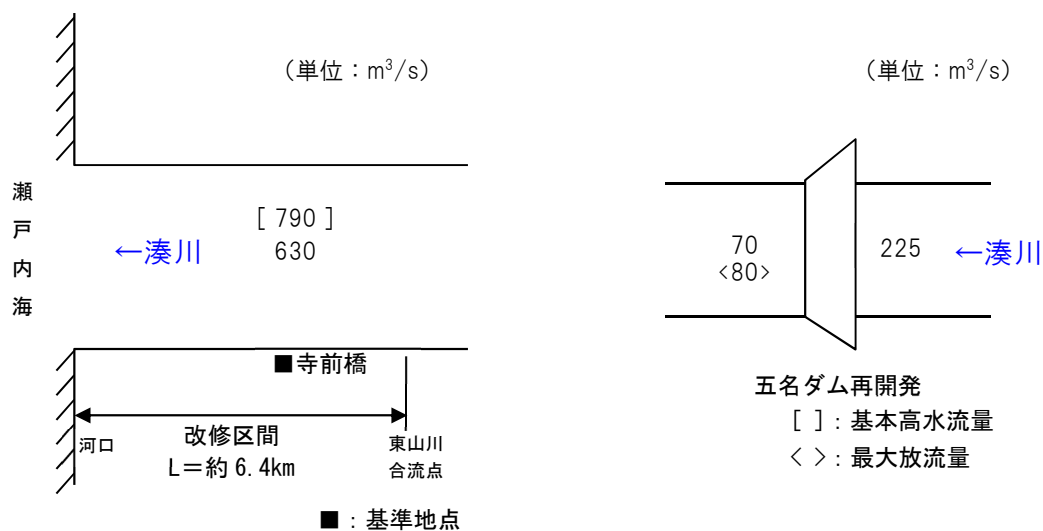
(1) 湊川の河道整備

湊川の河道整備は、五名ダム再開発による洪水調節後のピーク流量 $630\text{m}^3/\text{s}$ （治水基準点寺前橋）を安全に流下させることとし、河道掘削、築堤、護岸等を施工する。

河道整備の施行箇所は、河口から東山川合流点までの約 6.4km 区間とする。

なお、局所的な豪雨に対しては、必要に応じて、その被害防止及び被害最小化対策を施す。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し実施するとともに、河川環境の保全・復元に努め、河岸では、植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。



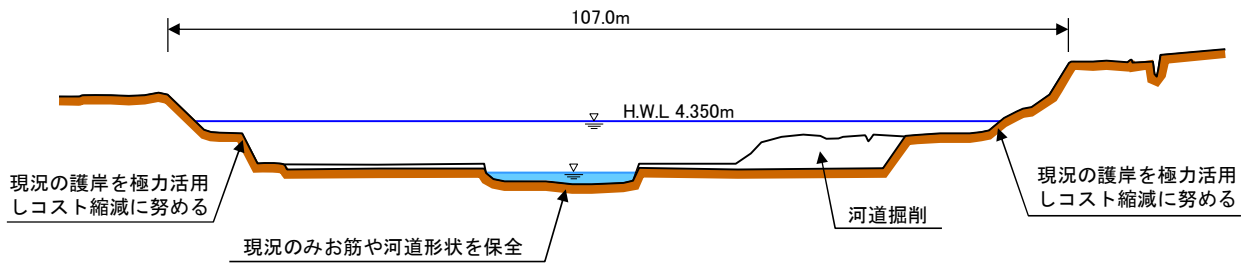
流量配分図



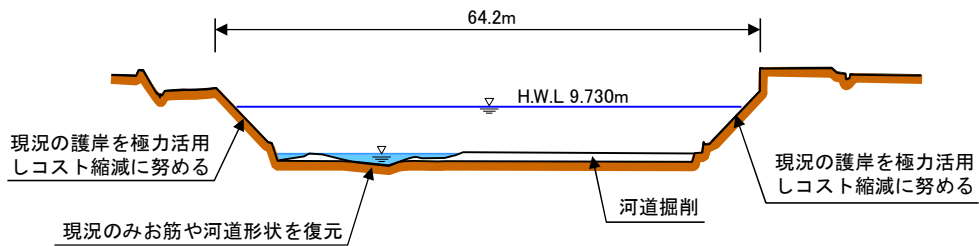
※地震・津波対策区間は、今後の調査検討により変わる可能性があります。

施行箇所位置図

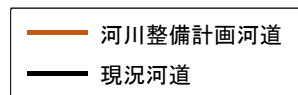
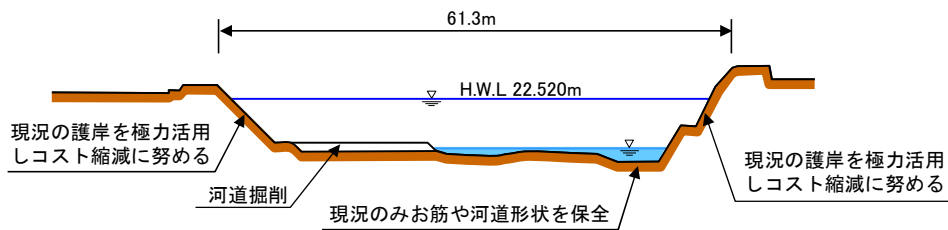
河口から 1.0km 地点



河口から 2.5km 地点

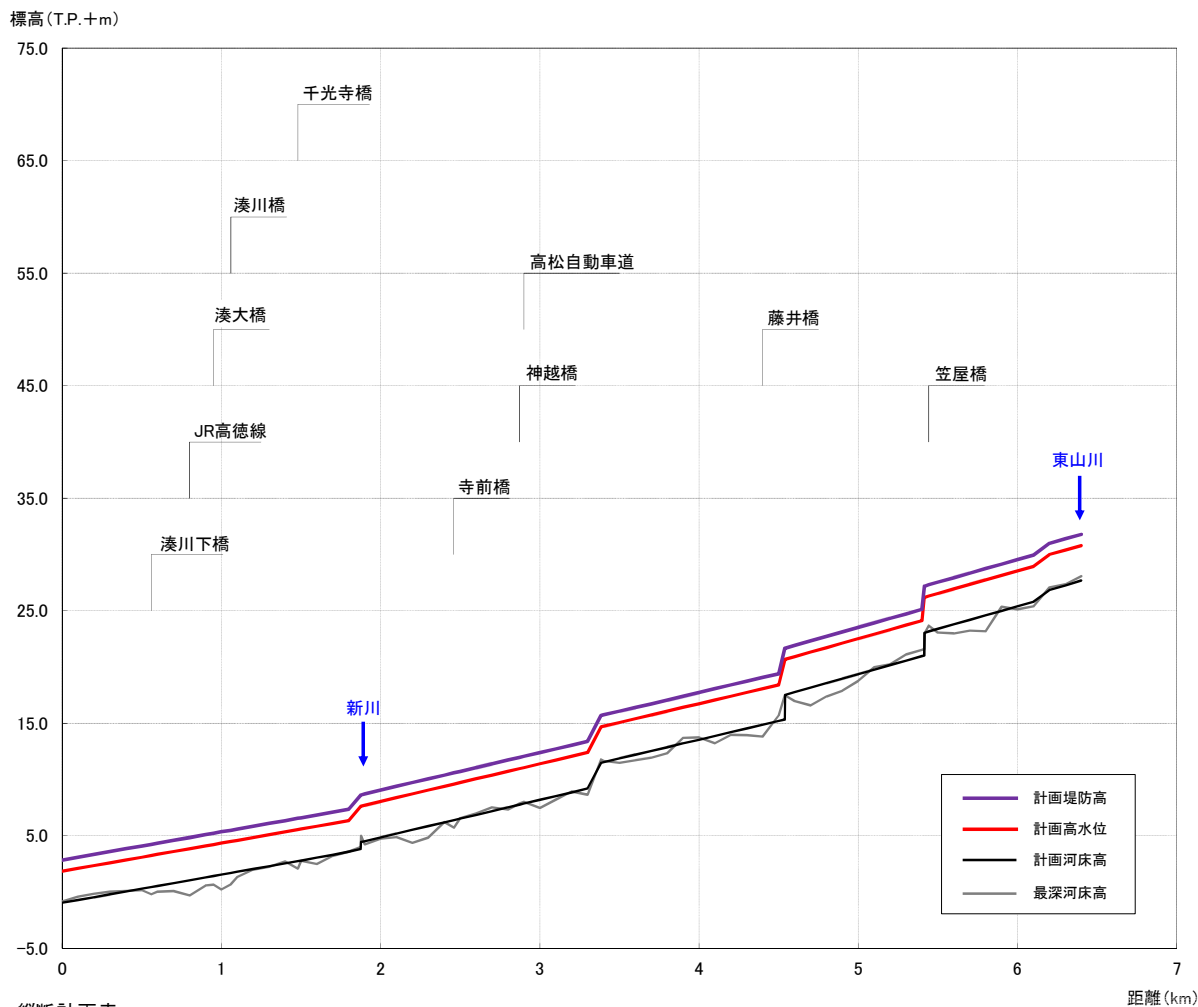


河口から 5.0km 地点



※横断形状は、現地状況により変更となる場合がある

湊川横断図



縦断計画表

距離表 (km)	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	備考
計画堤防高 (T.P.m)	2.850	5.350	9.063	12.397	17.740	23.520	29.540	
計画高水位 (T.P.m)	1.850	4.350	8.063	11.397	16.740	22.520	28.540	
計画河床高 (T.P.m)	-0.950	1.550	4.860	8.200	13.540	19.370	25.390	
最深河床高 (T.P.m)	-0.820	0.230	4.730	7.480	13.740	18.769	25.130	

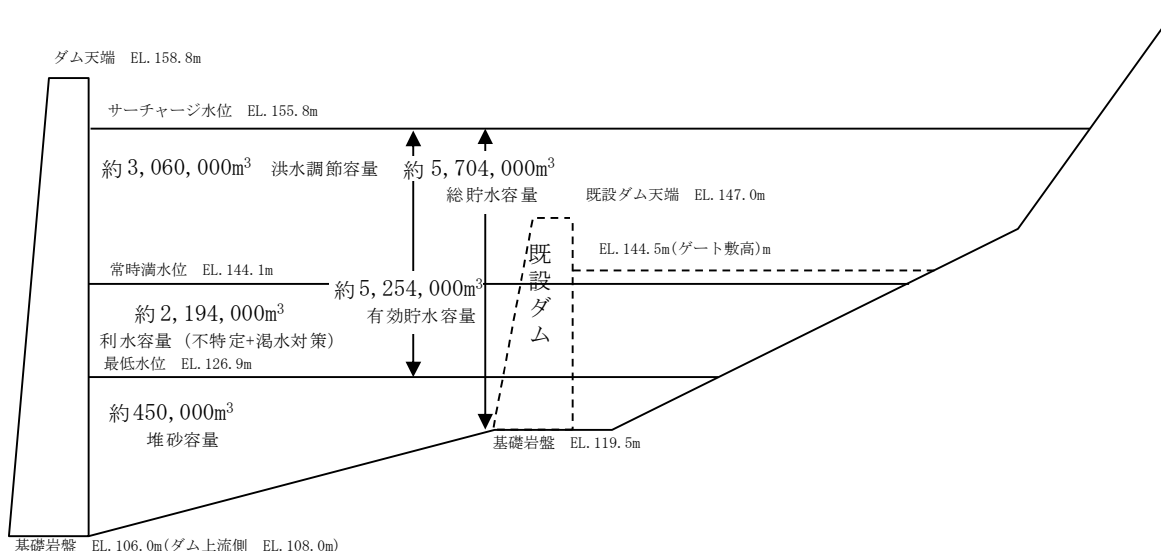
湊川縦断図

(2) 五名ダム再開発

湊川の洪水時の流量低減を図るため、東かがわ市入野山地先において既設五名ダム下流約700m地点で五名ダムの再開発(ダム整備)を行い、治水基準点寺前橋地点における基本高水のピーク流量790m³/sを河川整備計画の目標流量630m³/sに洪水調節する。

五名ダム再開発の諸元

型式	重力式コンクリートダム
集水面積	10.4km ²
洪水調節容量	約306万m ³



多目的ダム容量配分図

(3) 地震・津波対策

湊川の河口部では、洪水に加えて高潮及び大規模地震・津波からの被害の防止又は軽減を図るため、「計画津波」に対して必要となる堤防の整備に加え、地質調査、堤防耐震検討によって液状化等により被災する可能性のある堤防については、災害防止のための対策を実施する。なお、「計画津波」により浸水被害が想定される場合は、海岸管理者等の関係機関との調整を図りながら、必要な地震・津波対策を実施する。

実施にあたっては多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・復元に努める。

また、堤防の整備にあたっては、「計画津波」を上回る津波に対する構造上の工夫をしていくとともに、今後、関係自治体において津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)との整合を図り、まちづくりと一体となった減災対策を推進する。

4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 五名ダム再開発

湊川の流水の正常な機能の維持を図るために、五名ダムの再開発を行って必要な流量を確保する。

また、湊川沿川の香川用水供給区域の水道用水に対して、五名ダム再開発により異常渇水時における影響を緩和するための貯水容量を確保する。

五名ダム再開発の諸元

型式		重力式コンクリートダム
利水容量	流水の正常な機能の維持	約 218 万 m ³
	渇水対策容量	約 1.4 万 m ³

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、河道が過去の改修により単調な形状となっている現状を踏まえ、過去の河川の姿や、現在の生物の生息、生育、繁殖状況を把握したうえで、瀬・淵の保全や生物の移動の連続性を確保するために魚道を設置する等、河川環境の保全・復元に努める。

河岸では植生が回復するよう水際の多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した護岸の整備を行うものとする。

特に、重要種の生息が確認された場合には、重要種の生息、生育、繁殖環境に対し代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(1) 河道の維持管理

河道については、洪水の流下に支障を生じないように、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努め、流下断面確保のため必要に応じて河道の整正等、適切な維持管理を実施する。

(2) 堤防・護岸の維持管理

堤防・護岸については、洪水時に機能を確保できるよう、平常時の点検と台風時期前の堤防除草を行い必要に応じ補修等を実施する。

また、洪水時においても、漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形や被災の有無の把握に努め、必要に応じて補修等を実施する。

(3) 河川管理施設の維持管理

ダム・水門・樋門等の河川管理施設については、定期的な巡視や点検により、施設の損傷等の早期発見に努め、必要に応じて補修、更新を実施する。

(4) 危機管理体制の整備

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、迅速かつ的確に地域住民に対し河川情報を提供できるように、地域との連携を図りつつ、危機管理体制の整備に努める。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

上水道や農業用水等の安定した取水や良好な水環境の維持の観点から、この水利環境を維持・保全するため、概ね10年に1回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するものとし、その流量は、笠屋橋地点において、代かき期概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、代かき期を除くかんがい期概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期概ね $0.2\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を確保することにより、湊川の河川環境の整備・保全に努める。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全

水質の保全にあたっては、地域の実情にあった生活排水処理施設を効率的、計画的に整備することで現状の水質の維持に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

湊川水系に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現状の瀬や淵の保全及び移動の連続性の確保に努める。また、湊川河口部には、底生動物や鳥類等が数多く生息していることから、干潟環境の現状把握を行い、必要に応じて保全に努める。また、侵略的外来種、特に特定外来生物については、関係機関と連携して導入の防止（予防）や必要に応じて防除に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、湊川水系の河川空間の利用状況を踏まえて、人と川のふれあいの場となるような親水空間の保全に努める。

4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

4.3.1 河川情報の提供に関する事項

洪水、津波、高潮、土砂災害等による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援等により、災害時のみならず平常時から防災意識の向上に努める。さらに、地域住民に対し積極的に河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等、洪水、津波、高潮、土砂災害等による被害の防止又は軽減に努める。

4.3.2 地域や関係機関との連携等に関する事項

計画規模を超える洪水（超過洪水）に対応するため、水防関係機関と密接な連絡を行うとともに、水防体制及び水防活動の維持・強化を図るよう指導・支援する。また、異常渇水時には関係機関と連携し、節水等の広報活動や円滑な渇水調整を行うよう努める。

良好な河川環境を保全していくため、地域住民と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力のもとで河川整備を進めることが必要であることから、河川愛護活動の支援や河川に関する広報活動を行う等、地域住民との連携及び協力体制の確立に努める。